

議案第 2 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年3月12日

沖縄県教育委員会

#### 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第59条を次のように改める。

##### （学校評価）

第59条 学校は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児又は児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合にはその結果を、教育委員会に報告するものとする。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則案の概要説明

県立学校教育課

## 1 改正の経緯及び必要性

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第34号）」が平成19年10月30日に公布され、新たに学校評価の規定が設けられた。

これに伴い所要の改正を行う必要がある。

## 2 案の概要

第59条の全部を改正し、自己評価・学校関係評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定を新たに設ける。

## 3 添付資料

### (1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(学校評価)  <u>第59条</u> 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。                  2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。                  3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児又は児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。                  4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合にはその結果を、教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>(学校の自己評価及び保護者等への説明)  <u>第59条</u> 校長は、学校の教育目標、教育計画その他必要な事項を保護者等に説明するものとする。                  2 校長は、前項に示す教育目標等に関する自己評価を実施し、保護者等に説明するものとする。</p>